川越市公契約条例(案)

(目的)

第一条 この条例は、市が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - 一 公契約等 市が締結する請負契約及び指定管理者(地方自治法(昭和二十二年 法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。)と 締結する協定(以下「指定管理協定」という。)をいう。
 - 二 受注者 市と公契約等を締結する者をいう。
 - 三 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他 の市以外の者から公契約等に係る業務の一部について請け負う者をいう。
 - 四 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - イ 下請負者
 - ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に 関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下この条において「労働者派遣法」 という。)の規定により受注者又は下請負者に労働者を派遣する者
 - 五 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 受注者又は下請負者(同居の親族のみを使用する者を除く。)に雇用され、 公契約等に係る業務に従事する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第 九条に規定する労働者(家事使用人を除く。)
 - ロ 労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者
 - ハ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約 により公契約等に係る業務に従事する者
 - 六 賃金等 公契約等に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。
 - イ 前号イ又は口に該当する者がその雇用する者から得る賃金
 - ロ 前号ハに該当する者が当該請負の契約により得る収入

(市の青務)

第三条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約等に関する施策を総合的に策 定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第四条 受注者は、公契約等を締結した責任を自覚して、誠実に職務を遂行する責務 を有し、その業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に 努めなければならない。

(適用範囲)

- 第五条 この条例は、次に掲げる公契約等に適用する。
 - 一 予定価格が五千万円以上の工事又は製造の請負契約
 - 二 予定価格が五千万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち、市長が別に定めるもの
 - 三 指定管理協定のうち、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が必要であると認めたもの
 - 四 前三号に掲げるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に 必要であると認めるもの

(労働者等の賃金等)

- 第六条 市長等は、公契約等において、受注者及び受注関係者が、労働者等(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第七条に規定する者を除く。)に対し、市長が定める額(以下「労務報酬下限額」という。)以上の額の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。
- 2 労務報酬下限額には、工事又は製造以外の請負契約における最低賃金法第四条第 三項各号に掲げる賃金は、算入しない。
- 3 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている者の労務報酬下限額は、最低賃金法施行規則(昭和三十四年労働省令第十六号) 第二条の規定を準用する。

(労務報酬下限額)

- 第七条 市長は、労務報酬下限額を定めるときは、次の各号に掲げる労働者等の区分 に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案するものとする。
 - 一 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等のうち、市長が第九条 第一項に規定する川越市公契約審議会の意見を聴いた上で定める割合の人数の 者 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する 公共工事設計労務単価
 - 二 前号以外の労働者等 業務の種類及び内容に応じて、当該業務の標準的な賃金と認められる額(市長が別に定める期日までの間においては、生活保護水準(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準において市に適用される額)を下回らない額)
- 2 市長は、労務報酬下限額を定めようとするときは、第九条第一項に規定する川越 市公契約審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、労務報酬下限額を定めたときは、これを告示する。 (公契約等の規定事項)
- 第八条 請負契約にあっては市長及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、 指定管理協定にあっては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負 うことを前提として、両者が協力、共同して第一条の目的を実現し、第三条及び第 四条に規定するそれぞれの責務を果たすため、第六条第一項に規定するもののほか、 公契約等において別表に規定する事項を定めるものとする。

(川越市公契約審議会)

- 第九条 市長の諮問に応じ、公契約等の適正な執行に必要な重要事項を調査審議する ため、川越市公契約審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長等に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員五人以内で組織し、事業者、労働者及び学識経験者のうちから市 長が委嘱する。
- 4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置く ことができる。この場合において、臨時委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱 する。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日以後に締結する公契約等について適用する。

別表 (第八条関係)

'J -	[X () () () () () () () () () (
	一 公契約等に係る	受注者は、第二条第五号イ又は口に該当する労働者の労	
	労働条件	働条件に関して、次に掲げる法令等を遵守しなければな	
		らないこと。	
		イの労働基準法	
		口 労働組合法 (昭和二十四年法律第百七十四号)	
		ハ 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)	
		ニ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の	
		確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)	
		ホー労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)	
		へ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	
		(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する短時	
		間労働者にあっては、同法第五条第一項に規定する	
		短時間労働者対策基本方針	
	二 公契約等に係る	受注者は、第二条第五号ハに該当する者と請負契約を締	
	請負条件	結するに当たっては、前号イからへまでに掲げる関係法	

	令等の趣旨を尊重した契約条件としなければならない
	こと。
三継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結す
	る場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並び
	に当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該
	公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者の
	うち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するよう
	に努めること。
四 受注者の連帯責	受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が
任	労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等
	について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義
	務を負うこと。
五 台帳の整備等	受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時
	間、賃金等を支払われるべき日その他規則等で定める事
	項を記載した台帳を作成し、作業所等に備え、その記載
	事項について、市長等が指定する期日までに市長等に報
	告しなければならないこと。
六 労働者等への周	受注者は、次に掲げる事項につき、作業所等の労働者等
知	が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること。
	イ この条例が適用される労働者等の範囲
	口
	ハ 賃金の支払について受注者に連帯責任があるこ
	と。
	ニ 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
	ホ 次号の申出をする場合の連絡先 へ 次号の申出をしたことを理由として、解雇、請負
	へ 次号の甲出をしたことを埋田として、解雇、請負 契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。
した。 七 労働者等の申出	
七 労働者等の申出 	労働者等(労働者等であった者を含む。第九号及び第十 号において同じ。)は、受注者又は受注関係者が当該労
	あためいで向し。) は、文任有人は文任関係有が当成力 働者等に対して負う義務を履行していないと認められ
	関有等に対して負り義務を履行していないと認められ るときは、市長等又は受注者若しくは受注関係者に申し
	出ることができること。
八 不利益取扱いの	受注者及び受注関係者は、前号の申出をしたことを理由
禁止	として、その労働者等に対し、解雇、請負契約の解除そ
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
 九 受注者に対する	市長等は、次のいずれかに該当する場合は、受注者に対
報告及び立入検査	して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に
	立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分か

	る書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問
	させることができること。
	イ 労働者等から第七号の申出があった場合
	ロ この条例に定める事項の遵守状況を確認するた
	めに必要があると認める場合
十 受注関係者に対	受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、
する報告及び立入	市長等が前号イ又はロのいずれかに該当すると認めた
検査	場合は、受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市
	職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件
	等若しくは契約条件が分かる書類その他の物件を検査
	させ、若しくは関係者に質問させることができること。
十一 身分証明書の	前二号の規定により立入検査をする職員は、その身分を
携帯及び提示	示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、こ
	れを提示すること。
十二 是正命令	市長等は、第九号又は第十号の報告又は立入検査の結
	果、受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反して
	いると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該
	違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じ
	ること。
十三 是正報告	受注者は、前号の規定により違反を是正するために必要
	な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是
	正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、市長等に
	報告しなければならないこと。
十四 公契約等の解	市長等は、受注者又は受注関係者が次のいずれかに該当
除	する場合は、当該公契約等を解除し、又は当該指定管理
	協定に関する公の施設の管理の指定を取消し、若しくは
	期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命
	ずることができること。
	イ 第九号若しくは第十号の報告をせず、若しくは虚
	偽の報告をし、又は第九号若しくは第十号の規定に
	よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは
	質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした
	とき。
	ロ 第十二号の規定による命令に従わないとき。
	ハ 前号の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を
	したとき。
十五 解除の効果	前号の規定により公契約等の解除又は指定管理協定に
	関する指定の取消し若しくは業務を停止すべき旨の命

	令(以下「解除等」という。)をした場合において、受
	注者及び受注関係者に損害が生じても、市長等は、その
	損害を賠償する責任を負わないこと。
十六 公表	市長等は、公契約等の解除等をしたとき、又は公契約等
	の終了後に受注者若しくは受注関係者がこの条例の規
	定に違反したことが判明したときは、規則に定めるとこ
	ろにより公表すること。
十七 損害賠償	受注者は、公契約等の解除等によって市に損害が生じた
	ときは、その損害を賠償しなければならないこと。
十八 違約金	市長等は、受注者がこの条例の規定に違反したときは、
	違約金を徴収することができること。